

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)
地域名 (地域内農業集落名)	平戸南部② (猪渡谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月21日(第1回) 令和6年10月7日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、水稻を中心に営農が展開されており、圃場は南北に長く20年以上前に基盤整備がなされている。営農組合や水利組合などがあり、地域的なまとまりもある。基盤された農地では耕作がなされているが、山際など耕作条件が悪い農地では耕作放棄地も増えてきている。以前は中山間地域等直接支払交付金事業に2集落が取り組んでいたが、農業者の高齢化などにより、代表や事務を担う者がいないため、取り組みを断念した経緯がある。世帯数に大幅な減はなく、跡継ぎなども帰ってきてはいるが、専業農家になることはなく後継者の確保に苦慮している。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域的にもまとまりがあるため、営農組合や水利組合を中心に、現耕作者において水稻や入り作によるWCSの作付けを継続していく。また、基盤整備された農地は耕作を継続し、その他の中山間地域ではなるだけ耕作放棄地の発生防止に努める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	66.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作放棄地の発生を防ぎ、農地を利用するために担い手への集積を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基盤整備地区を中心に農地中間管理機構を活用した集積を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現存する基盤整備地の維持管理を継続していく。中山間地の基盤整備については、工事完了後の耕作者や担い手の確保、費用面で負担がおおきいことから、新規での事業取り組みは難しい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内での確保・育成は難しいことから、地域外からの多様な経営体の受け入れを検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるドローン等による防除作業などの委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシなどによる被害が拡大しないよう、防護柵の設置や維持管理を行う。
- ③ドローン等を活用した防除作業など農作業の委託・省力化を行う。
- ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。